

## 審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

根 抱 条 項：

第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項

処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え

原権者（委任先）：宮城県公安委員会

法 令 の 定 め：

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）

審 査 基 準：

標準処理期間：14日

申 請 先：警察署生活安全課

問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課

備 考：